

検察庁の職員と職務内容

検 察 官

検察官は、いかなる犯罪についても捜査する権限があり、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督する権限を有するほか、公益の代表者として民法などの各種法律により数多くの権限が与えられています。



検察官記章

捜 査

犯人と疑われる者(被疑者)や被害者、目撃者などを取り調べ、警察を指揮して、証拠が不十分な点について補充捜査を行い、事案の真相を解明します。

そして、被疑者を起訴するか不起訴とするか決めます。

公 判

公判(裁判)に立ち会い、裁判所へ証拠を提出したり、証人尋問を行うなどして、被告人(起訴された者)が犯罪を行ったことを証明し、最終的な意見(論告)では被告人に科すのにふさわしい刑罰に関する意見(求刑)も述べます。

検 察 事 務 官

検察事務官は、検察官の捜査・公判業務を補佐するほか、検察官の指揮を受けて捜査を行ったり、検察官の執行指揮に基づいて、罰金を徴収したり、懲役刑等の実刑判決が確定した際、身柄が拘束されていない者を收容したりする業務を行います。そのほかにも、検察庁における総務(職員の勤怠管理、人事・給与)、会計(物品の調達、庁舎の管理)等の業務を行います。



検察事務官記章

検察官と一緒に
捜査・公判を行う
検察事務官を立会事務官
と呼ぶよ!



検察庁の組織

検察庁は、日本の行政機関の一つで、検察官の事務を統括する法務省の「特別の機関」であり、裁判所に対応する形で、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、区検察庁があります。

最高検察庁 1庁

東京にあり、上告(高等裁判所の判決に対する不服申立て)された刑事事件などを取り扱います。

高等検察庁 8庁

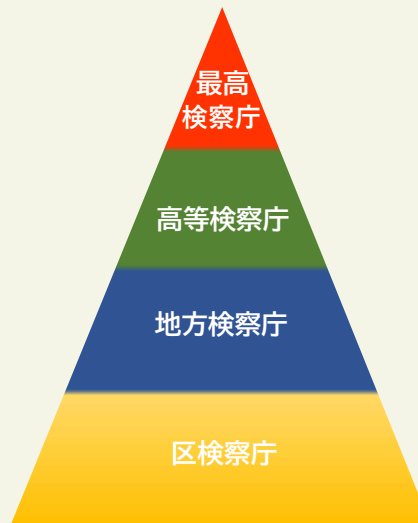
東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松にあり、控訴(地方裁判所などの判決に対する不服申立て)された刑事事件などを取り扱います。

地方検察庁 50庁

各都道府県庁所在地と函館、旭川、釧路を合わせた50か所にあります。地方裁判所などの管轄に該当する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁 438庁

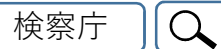
簡易裁判所に対応する検察庁です。



検察庁ホームページのご案内

イベントや移動教室などの広報活動、検察庁の各種紹介、関係法令、制度などに関する様々なことが掲載されておりますのでご覧ください。

<https://www.kensatsu.go.jp>



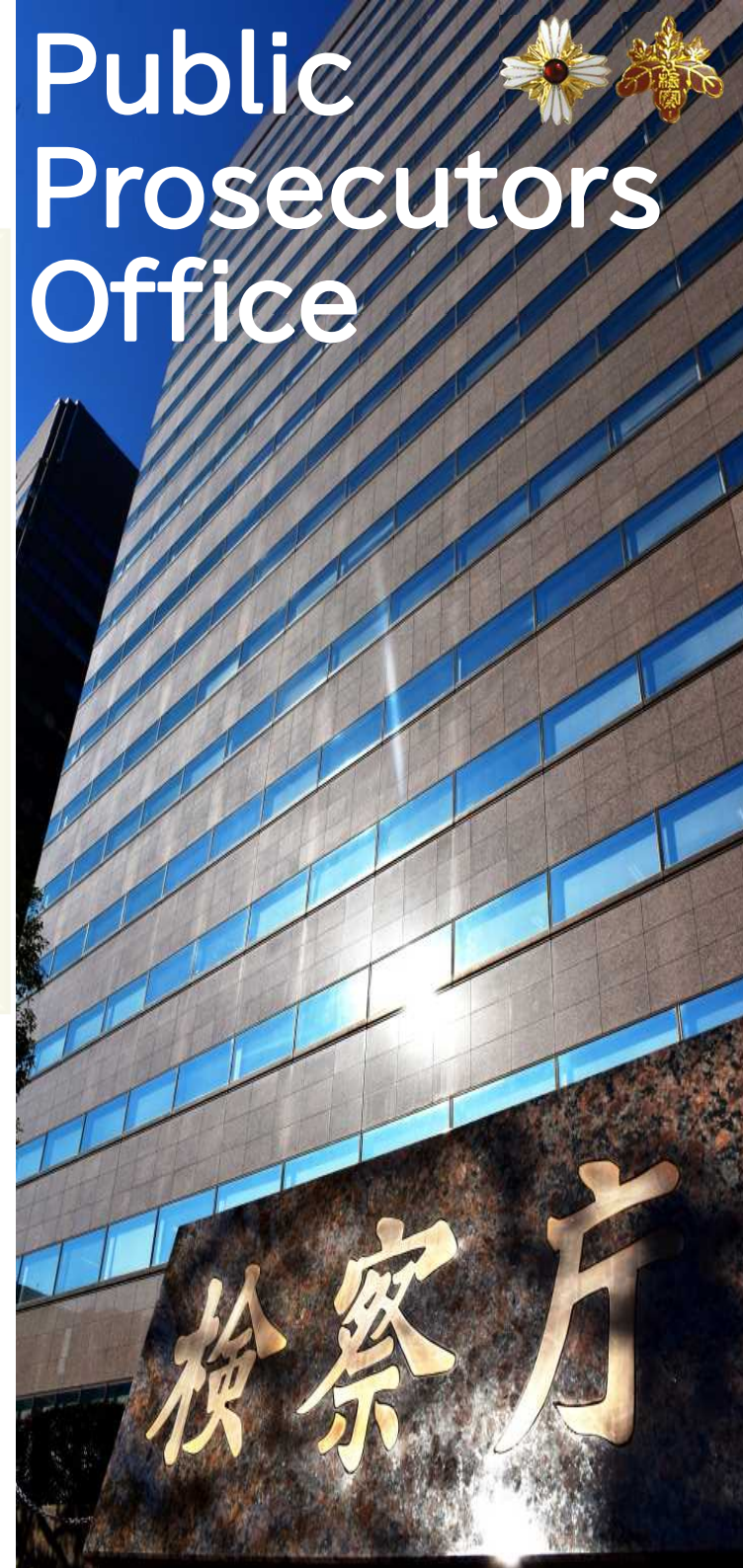
連絡先及び所在地一覧

<https://www.kensatsu.go.jp/ka-kuchou/index2.htm>



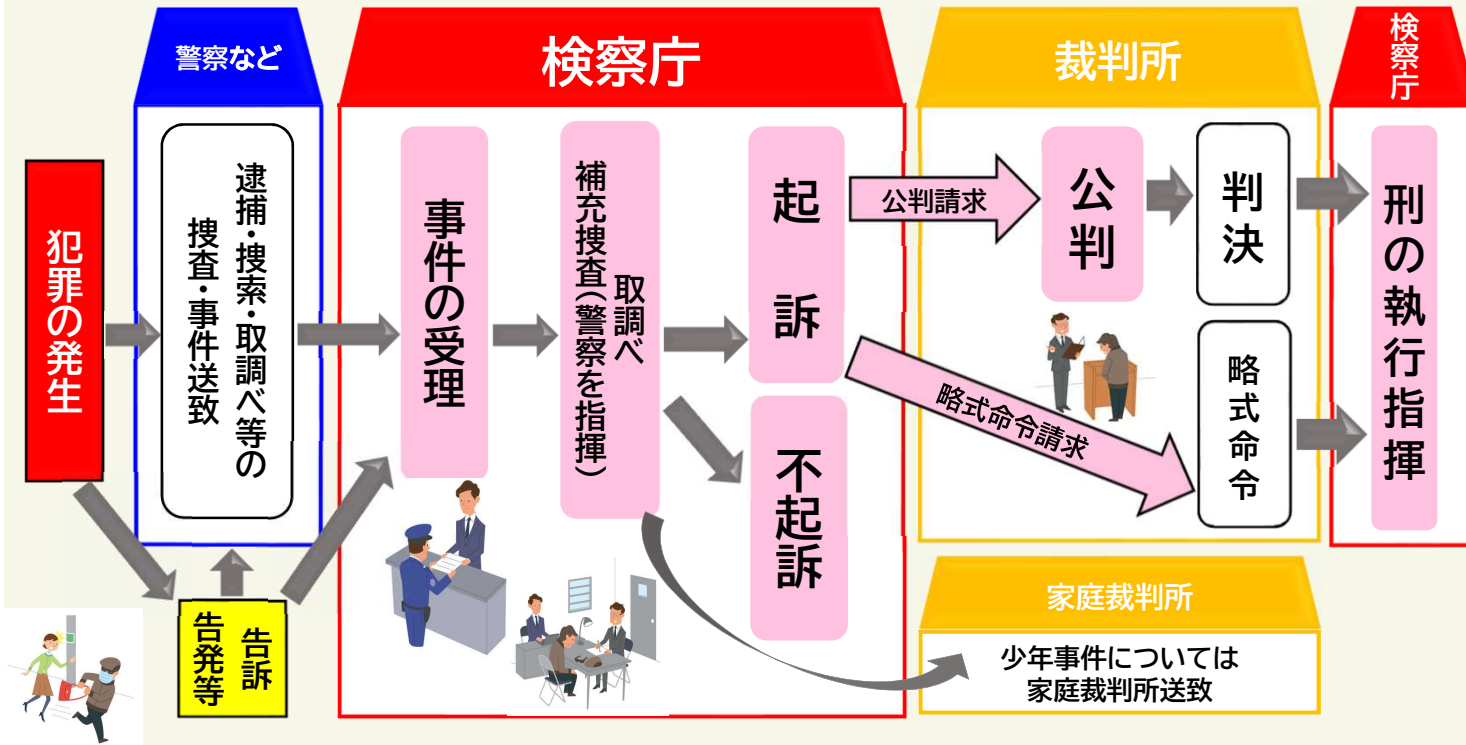
(発行 最高検察庁)

Public Prosecutors Office

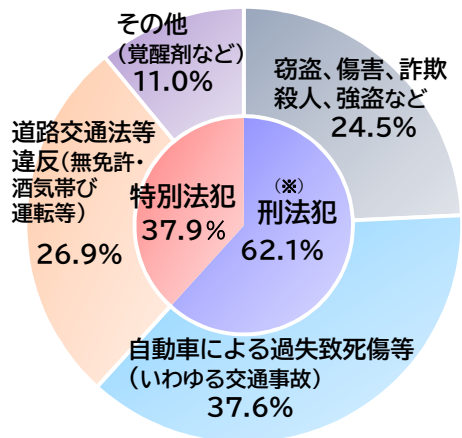


けいじてつづき 刑事手続の流れ

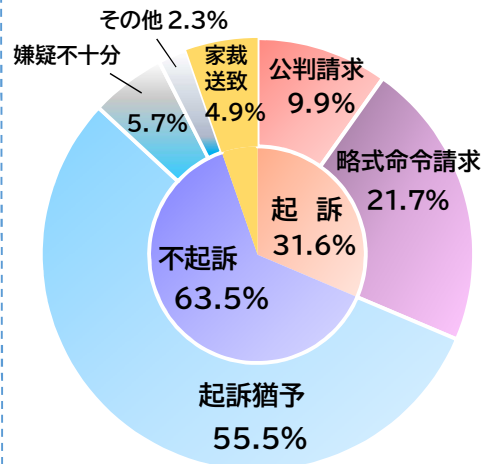
例として検察庁が犯罪発生からどのように刑事事件に関わるのかを図で説明しています。 ■ が検察の業務です



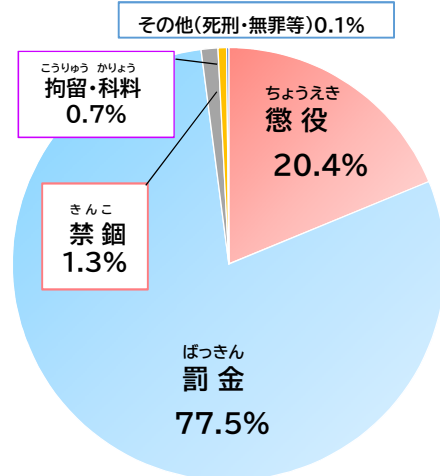
受理事件種別統計
(総数 76万6449人)



事件の処理区分別統計
(総数 77万4522人)



裁判結果別統計
(総数 21万3315人)



(令和3年検察統計年報による)

Q&A

よくある質問に答えていくよ!



サイバンインコ
(検察広報キャラクター)

Q 検察官・検察事務官になるには?

- A**・検察官には、検事と副検事の2種類があります。
検事になるには、司法試験に合格し、司法修習を終えた者などの資格を有していることが必要で、**副検事**になるには、検察事務官などの職にあり、採用試験に合格する必要があります。
検察事務官は、国家公務員採用一般職試験に合格し、希望する全国各地検察庁の採用面接に合格する必要があります。

Q 検察と警察は何が違うの?

- A**・犯罪の捜査をする点では、検察も警察も同じですが、検察では、警察の捜査が適正に行われているかの確認も行っています。検察官は、捜査の結果、被疑者について、起訴するか不起訴にするかを決めますが、この権限は検察官のみに与えられています。

Q 起訴・不起訴ってなあに?

- A**・起訴とは、検察官が裁判所に対し、刑事事件について審判を求めることです。この起訴によって、初めて裁判が始まり、裁判の結果、有罪となればその者は処罰されることとなります。起訴には、公開の法廷における審理を求める **公判請求** と、法廷を開かずに検察官が提出した資料を基に裁判官が有罪を認定し、刑を決めることを求める **略式命令請求** があります。
 ・不起訴とは、公訴を提起しない処分のことをいい、不起訴の理由には、犯罪の成立を認定すべき証拠が不十分な場合の **嫌疑不十分** や、犯罪の成立は明白であるものの情状等により起訴の必要がない場合の **起訴猶予** などがあります。

※自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を含む